

大和郡山市地域包括支援センター運營業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法第115条47第1項の規定に基づき本業務受託事業者（以下、「受託者」とする。）が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

大和郡山市地域包括支援センター運營業務委託

2. 目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する。

3. 契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日とする。

4. 施設の名称及び担当地域

施設の名称（以下「センター」という）と担当地域は下表のとおりとする。

名称	担当地域
大和郡山市第五地域包括支援センター	矢田・郡山西地区

5. 設置場所

担当地域内に設置すること。

6. 建物設備等

- (1) 高齢者に配慮した設備を有する建物であること。
- (2) 利用者専用の駐車スペース及び駐輪スペースを敷地内又は敷地付近に確保すること。
- (3) 機械警備の設置及び施錠できる保管庫を有しセキュリティを確保すること。
- (4) 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、書類保管庫を有すること。
相談・会議室は必ずしも別の部屋でなくてもよいが、相談者に配慮した形態とし、サービス担当者会議等関係機関との打ち合わせにも使用できるよう適当な広さを確保すること。
- (5) 事務室内に、職員数に応じた事務机、椅子を確保する他、書類保管庫、パソコン、プリンター、受託者のみが使用する電話及びファクシミリを配置すること。
- (6) 専用のパソコン1台以上でインターネット接続環境を確保し、新規に地域包括支援センターが専用で利用できるメールアドレスを取得すること。なお、パソコ

ンのセキュリティには万全を期すこと。

- (7) センターの看板等を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (8) センターの職員が専用にできる自動車を1台以上配備し、本業務で使用する車には、センター以外の名称は掲示しないものとする。
- (9) 自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとする。
- (10) 開設にあたって受託者が行う設備類に関する契約等に関しては、市は一切関与しないものとする。

7. 職員配置

(1) 管理者

(2) 職種別配置人数

- ①「保健師又はこれに準ずる者」
- ②「社会福祉士」
- ③「主任介護支援専門員」
- ④指定介護予防支援事業実施に伴う人員

職員体制は、(2)①から③の職種各1名以上を常勤・専従で配置すること。

なお、①から③の職員が育児休暇又は30日以上病気休暇を取得する場合または退職する場合は、速やかに代替職員を補充すること。

ただし、緊急やむを得ない場合で、市に報告し承認を得た場合はこの限りではない。

④の職員については、必要人数を配置すること。

8. 標準開設日・時間及び休業日

(1) 開設日・時間

月曜から金曜日とし、午前9時から午後5時までとする。

ただし、地域住民サービス向上のため、土・日曜日、祝日業務及び開所時間の延長を行うことは差し支えない。

(2) 休業日

- ①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ②12月29日から翌1月3日まで

(3) 事務所待機者

開設時間内においては、必ず上記「7. 職員配置」に掲げるいずれか一人の従事者は事務所内に残り、相談業務等に対応すること。

(4) 開設時間外の対応

開設時間外においても、緊急時に連絡がとれるよう緊急連絡体制を整え、必要な措置を講ずること。（24時間連絡体制がとれること）

9. 業務内容

センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては、国から示さ

れた「地域包括支援センター業務マニュアル」に従い適切に実施すること。

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業（介護保険法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

総合相談支援事業を行う前提として、地域におけるネットワークを構築、活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者の戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族等についての実態把握を行う。

そのため、サービス関係機関や専門相談機関等のマップの作成などにより活用可能な機関、団体等の把握を行うこと。また、地域の社会資源の状況に応じて、認知症サポーター養成講座や認知症理解のため教室を開催するなど、その開発に取り組むこと。

継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や関係機関から、定期的な情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

ア) 初期段階での相談対応

イ) 専門的・継続的な相談支援

- a) 訪問による相談や情報収集
- b) 支援計画の策定
- c) サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ
- d) 継続支援のためのモニタリング
- e) その他相談支援に関すること

② 権利擁護業務（介護保険法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

ア) 成年後見制度の活用促進

高齢者に親族がいる場合には、親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるように支援する。

また、申立てを行える親族がいない場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。

なお、専門的・継続的な視点から成年後見制度中核機関（大和郡山市成年後見支援センター）と連携し高齢者の権利擁護に関する相談について速やか

に支援を行うこと。

- a) 成年後見制度の普及の広報
- b) 成年後見制度の利用に関する判断
- c) 成年後見制度の利用が必要となる場合の申し立て支援
- d) 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
- e) 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
- f) その他成年後見制度の活用、促進に関すること

イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に高齢者の状況を報告し、措置入所を求める。

また、措置入所（短期）後も高齢者の状況を把握し、できるかぎり速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

- a) 緊急対応の必要性に関する判断
- b) 老人福祉法上の措置を行う必要がある場合の市との連携
- c) 老人福祉法上の措置が行われた後の高齢者の状況把握
- d) 成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
- e) その他老人福祉施設等への措置の支援

ウ) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第17条に規定する義務の委託を受け、次の業務を行う。

- a) 高齢者虐待防止法第6条の規定による相談、指導及び助言
- b) 高齢者虐待防止法第7条第1項若しくは第2項の規定による通報
- c) 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による届出の受理
- d) 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による高齢者の安全確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置
- e) 高齢者虐待防止法第16条の規定により市と連携協力する者とその対応について協議
- f) 高齢者虐待防止法第14条の規定による養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置

※虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、必要に応じて市と連携し、適切な対応をとる。

エ) 困難事例への対応

困難事例を把握した場合には、「8. 職員配置」で掲げる①～③の職種が連携し対応を検討、必要な支援を行う。

オ) 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、大和郡山市消費生活センター等との定期的な情報交換を行うとともに、被保険者に必要な情報提供を行う。

消費者被害の事例を把握した場合には、大和郡山市消費者センターへ報告し、関係機関と連携し、被害者の支援を行う。

③包括的・継続的ケアマネジメント事業（介護保険法第115条の45第2項第3号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携をはかるとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行うこと。

ア) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

- a) 関係機関との連携体制構築への取り組み
- b) サービス担当者会議開催支援
- c) 入院（所）・退院（所）時の連携

イ) 介護支援専門員に対する個別支援

- a) 相談窓口の設置
- b) 支援困難事例を抱える介護支援専門員の対応
- c) 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援
- d) 介護支援専門員に対する情報支援
- e) その他ケアマネジメントの質の向上に対する支援

④介護予防ケアマネジメント事業

ア) 介護予防・日常生活支援総合事業関連業務（介護予防支援及び第一号介護予防支援事業）

要支援者等が、要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者が自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

- a) 対象者の把握及び基本チェックリストの実施
（要支援者及び基本チェックリスト該当者）
- b) 一次アセスメント
- c) 介護予防サービス・支援計画書の作成
- d) 事業の実施
- e) 評価、再アセスメント及びプラン変更

*介護予防サービス・支援計画書の作成・変更は必要に応じて行う。

イ) 一般介護予防事業の実施（介護保険法第115条の45第1項第2号）

介護認定の有無にかかわらず市民が自主的な介護予防の取り組みができるように次の業務に取り組む。

- a) 介護予防普及啓発事業に関する業務
健康長寿に関する情報や生活習慣病・フレイル予防等の知識の普及
- b) 地域介護予防活動支援事業に関する業務
地域づくりと閉じこもり予防を目的とした活動支援、及びボランティア育成等の住民運営の通いの場の充実

c) 地域リハビリテーション活動支援事業に関する業務

住民運営の通いの場にリハビリテーション専門職が参画し、運動の知識を提供することで要介護状態になっても参加できる通いの場の地域展開を図る。

(2) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、そのおかれている環境等を勘案し、自立支援の観点により作成した介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

受託者は指定介護予防支援業務を実施するため、介護保険法第115条の22の規定に基づき設置した地域包括支援センターの指定を受けること。

受託者は、生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき奈良県知事の指定を受けること。

この業務は、原則として「8. 職員配置 (2) ④」をもってこれにあたる。

① 予防給付に関するケアマネジメント業務

- ア) 利用申込の受付
- イ) 契約締結
- ウ) アセスメント
- エ) 介護予防サービス計画書原案の作成
- オ) サービス担当者会議の開催
- カ) 介護予防サービス計画書の交付
- キ) モニタリング
- ク) 評価、計画書の見直し
- ケ) 給付管理
- コ) 介護報酬の請求

② 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費 (介護報酬)

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は受託者の報酬とする。

③ 指定介護予防支援業務の委託

地域包括支援センターは指定介護予防支援業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託に当たっては、以下のことに留意すること。

- ア) 委託に関し大和郡山市地域包括支援センター運営委員会 (以下「運営委員会」という。) に報告すること。
- イ) 指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画書の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- ウ) 委託先の指定居宅介護支援事業所が、事業に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。

エ) 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、センターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画書の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか内容が妥当か等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防の方針等を決定すること。なお、公平性・中立性を確保するよう、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所偏らないこと。

オ) 委託料の支払

委託料は、大和郡山市地域包括支援センターと同額とし、その算定の根拠は、法第58条第2項に規定する指定介護予防に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）により算定された額を基本とする。

(3) 地域支援事業における包括的支援事業（社会保障充実分）

大和郡山市の地域包括ケアシステムの構築に資する下記業務について、必要な支援を行う。

ア) 在宅医療・介護連携推進事業

イ) 生活支援体制整備事業

ウ) 認知症総合支援事業

a) 認知症の普及啓発及び、各講座の開催

b) 多様な主体による居場所づくり支援

c) 認知症初期集中支援推進事業

d) 認知症地域支援・ケア向上事業

3職種職員のうち1名以上の認知症地域支援推進員を配置する。

e) その他必要な研修を受講する

エ) 地域ケア会議推進事業

大和郡山市地域ケア会議マニュアルに基づき、第1層（個別課題解決）会議の開催を圏域ごとで開催する。個別ケースの検討を通じ、抽出された地域課題を第2層（地域づくり・資源開発機能）会議で検討を行い、第3層（政策形成機能）会議で報告する。

(4) その他の事業

①市が行う高齢者サービスの申請に係る調査及び申請代行等

ア) 要介護・要支援認定の代行申請

イ) 住宅改修理由書の作成

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援の被保険者への住宅改修理由書を作成する。

ウ) 配食サービス事業

エ) 軽度生活援助事業

オ) 緊急通報装置登録・貸与事業

カ) 老人日常生活用具給付等事業

キ) その他、高齢者サービスに必要な手続きの援助及び代行

②会議等への出席

ア) 大和郡山市地域包括支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)

センターの運営にあたっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、その方針について、運営委員会の議を経ることとなるため、運営委員会が開催される際には、センターの職員が出席し、その運営状況の意見や説明を行うこと。

イ) その他の会議・事業等

①に規定する運営委員会のほか、大和郡山市地域包括ケア推進会議に出席し、意見や説明を行うこと。また、一般介護予防事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、任意事業、その他関連事業等について、必要に応じて会議や研修会等へ出席すること。

ウ) 関係機関との連携

必要に応じて担当地区内の民生・児童委員、医療機関、その他関係機関との連携に努めるとともに、圏域の現状やニーズに応じ業務を行うこと。

10. 個人情報の取扱いについて

センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) センターにおける各事業の実施に当たり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることを鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

(2) 個人情報の取扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理に努めること。

万が一、個人情報の紛失、漏えいがあった場合には、速やかに市に報告し適切な対応を講ずること。

11. 書類の整備、実績報告及び評価等

(1) 受託者は、業務実施のために必要な書類を整備し、これを適正に管理しなければならない。様式については、別途指示するものとする。

(2) 業務開始時の提出書類

① 夜間・緊急時連絡体制届出書

② 業務に従事する者の要件を証する書類のコピー

なお、介護保険法115条の46第3項及び介護保険法施行規則第140条の37第1項に規定する事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。

(3) 実績報告

① 毎年度当初に「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。

② 毎年度業務終了後に「事業報告書」及び「収支決算書」を提出すること。

③ 毎月の業務終了後に「事業報告書(月次)」を提出すること。

④ 実績評価の実施

毎年度、センターの機能を十分に発揮するために適正に運営されているか業務の状況を定期的に把握し評価する。方法、時期については、別途定める。また、大和郡山市地域包括支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、前年度の評価結果を報告し、承認を得て、原則公表する。

⑤その他、

その他、統計資料や運営委員会に係る資料を提出すること。

また、別途に定める個票等を完備すること（随時提出を求められた場合には速やかに提示すること）。

1 2. 法令等の遵守

受託者は、センターを運営するにあたり、介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

1 3. 公平・中立性

受託者は、センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

1 4. 苦情等への対応

苦情等に対応する体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。

1 5. その他委託業務実施上の留意点

センターの事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。

1 6. 協議事項

この仕様書及び委託契約書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市と受託者が協議してこれを定めるものとする。